

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

令和四年埼玉県告示第九百十四号で公示した公共測量は、令和五年三月三日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕